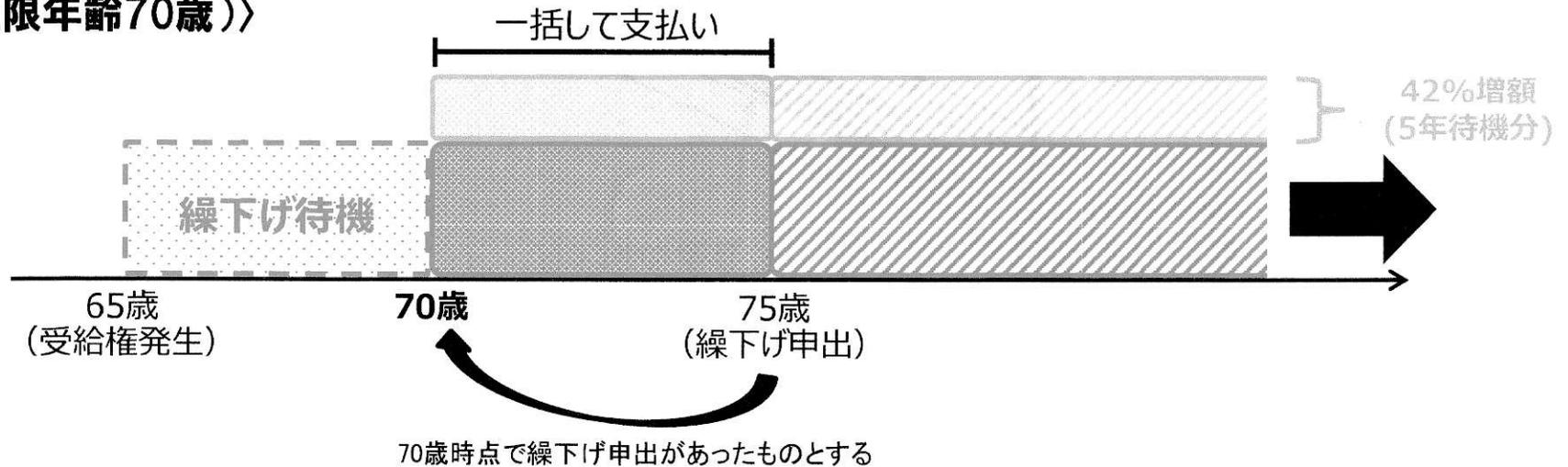


# 上限年齢以降に請求する場合の上限年齢での繰下げ制度

- 現行制度上、繰下げ上限年齢である70歳到達以降に繰下げ申出を行った場合、70歳時点で繰下げ申出があったものとして加算額の計算及び支給が行われる。
- 繰下げ上限年齢の引上げに伴い、みなし年齢も70歳から75歳に引き上げる。(75歳以降に繰下げ申出を行った場合、75歳時点で繰下げ申出があったものとして年金を支給する。)

## 〈現行(上限年齢70歳)〉



## 〈見直し案(上限年齢75歳)〉

